

船舶事故調査報告書

令和5年6月7日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和4年7月22日 14時08分ごろ
発生場所	愛知県南知多町日間賀漁港第13号防波堤 日間賀港第12号防波堤西灯台付近 （概位 北緯34°42.5′ 東経136°59.9′）
事故の概要	旅客船兼自動車航送船しまゆりは、南西進中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和4年10月5日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船兼自動車航送船 しまゆり、276トン
船舶番号、船舶所有者等	135714、名鉄海上観光船株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船首保護材に破損 防波堤 コンクリートの欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、旅客10人を乗せ、車6台を積載し、愛知県南知多町師崎港^{もろざき}に向け、日間賀漁港の第1号岸壁の西側の岸壁に船首を南南東方に向けて入船船首着けの状態から離岸した。</p> <p>船長は、操舵室内の操船コンソールの中央部付近で操舵、機関操作等を行っていた。</p> <p>本船は、日間賀漁港内で後進しながら右転して船首を西に向けたのちに西進し、同漁港北側中央部から南西方に延びる第10号防波堤と同中央部から東北東方に延びる第11号防波堤の間を通過したのちに左転して、第10号防波堤と同防波堤の北西方沖の第12号防波堤及び第13号防波堤（以下「本件防波堤」という。）の間を南西進した。</p> <p>船長は、進路を保持する目的で右舵を取った際、操船コンソールの右下の配電盤のスイッチの状態が気になり、同配電盤に意識を向けていたところ、本船が右転するのを感じ、前方を見ると、本船が本件防波堤に向かっているのを認め、左舵を取るとともに主機を中立とし、続けて後進としたものの、本船の右舷船首部が本件防波堤南西端付近に衝突した。</p> <p>船長は、平成6年にA社に入社し、本船の甲板員、A社が運航する高速旅客船の船長等を務め、令和4年3月から本船に船長として乗船していた。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、本件防波堤と第10号防波堤の間を南西進中、船長が、進路を保持する目的で右舵を取った際、操船コンソールの右下の配電盤の状態が気になり、同配電盤に意識を向けていたことから、本件防波堤に向かっていることに気付くのが遅れ、左舵を取る等したものの本件防波堤を避航することができず、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、本件防波堤と第10号防波堤の間を南西進中、船長が、進路を保持する目的で右舵を取った際、操船コンソールの右下の配電盤の状態が気になり、同配電盤に意識を向けていたため、本件防波堤に向かっていることに気付くのが遅れ、本件防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>A社は、本事故後、出入港時には、特に見張りに集中するよう乗組員に対して注意喚起を行った。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、防波堤等に囲まれた狭い海域を航行する場合、操船に関係のない機器等に意識を向けることなく、常時適切な見張りを行うこと。